

常陸太田市森林整備計画変更計画書（案）

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 令和 6 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 16 年 3 月 31 日} \end{array} \right]$

令和 8 年 3 月 25 日
※本計画(変更)は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から有効とする。
茨 城 県 常 陸 太 田 市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	… 1
1	常陸太田市の森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	… 6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	… 6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	… 8
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	… 14
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	… 16
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	…21
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	

5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	…22
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	…23
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	…26
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
Ⅲ	森林の保護に関する事項	…27
第1	鳥獣害の防止に関する事項	…27
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	…27
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	…29
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	

V その他森林の整備のために必要な事項

…30

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 常陸太田市の森林整備の現状と課題

本計画区域である常陸太田市は茨城県の北部に位置し、区域面積は37,199haであり、県面積の約6%を占める県内最大の市町村である。

関東平野と阿武隈山地等との境に当たり、北部の山間地域では林業・林産物生産や畜産が、南部の平地部では稲作・果樹生産が盛んな地域である。

地形は山林が多く、それを源流とする里川、浅川、山田川が市南部を流れる久慈川へ注いでおり、奥久慈、花園花貫、高鈴、太田の4つの県立自然公園が指定されている自然豊かな地域である。

令和6年(1月1日現在)の区域内人口は46,434人であるが、平成31年(1月1日現在)の人口49,524人と比較して6.2%減少しており、農林業者をはじめとして高齢化も顕著な地域である。今後、さらに森林所有者の高齢化や所有者不明森林の増加が見込まれることから、森林所有者へ相続登記義務化の周知、林地台帳情報を適切に修正・更新し林業経営体へ情報提供を行うことにより、森林経営の集積・集約化を支援する必要がある。

民有林は、森林面積16,356ha、このうち、私有林が15,451ha、市有林が585haであり、合わせて約60%を占める。里美地区・水府地区の市北部地域を中心に、古くからスギ、ヒノキを主体とした人工造林を進めてきており、人工林面積は9,247haで人工林率56.5%となっている。現在、人工林の齢級別11齢級以上の林分は7,319haと約80%を占め、利用可能な森林資源が充実していることから、今後は間伐等の保育だけでなく、主伐と再造林により、齢級構成の平準化を進める必要があるが、近年の社会情勢、生産性は向上しつつも低位な木材市場などの要因により、森林所有者の森林施業へかける意欲が減少していることが課題である。また、居住区の近い里山林においては、放置竹林による竹害への対応が課題となっている。さらに、花粉発生源対策を加速するため、発生源となっているスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する必要があることから森林環境譲与税を活用し、竹林を含めた森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や森林の有する公益的機能に関する普及啓発等を推進していくとともに、主伐や間伐の推進による成熟した森林資源の循環利用及び効率的な再造林の推進や広葉樹植栽による林相の改良などに取り組むこととする。

カーボンニュートラルの観点からも、本市は令和4年9月に「ゼロカーボンシティ」宣言をし、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロとする取組みを進めている。本市では約7割に相当するCO₂を森林により吸収しており、県内最大の森林面積を有する本市の特性から、カーボンニュートラルの実現に向けて森林整備は極めて重要な取組みであり、令和6年3月策定の「第4次常陸太田市環境基本計画」において二酸化炭素吸収源としての森林の開発や保全を求めているところである。

また、本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が実施されている人工林帯に天然広葉樹林や国有林が介在するなど変化に富んだ林分構成に

なっている。さらに、名所・旧跡や仏閣等も多いのも特徴である。将来に向けて森林に対する住民の意識、価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることからそれぞれの目的に応じた森林整備を行うことが課題となっている。

このほか、地域資源であるしいたけなどの特用林産物を活用した山村振興、公共建築物等への地域木材の利用促進などに重点的に取り組むこととする。

2 森林整備の基本方針

八溝多賀地域森林計画の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、次の(1)、(2)のとおり定める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能と望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 かん	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の加速化、放射性物質の影響等にも配慮する。

これらを実現していくため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、重視する機能に応じた森林の区分を「水源涵養機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「木材等生産機能」と位置づけた森林整備を推進し、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び森林施業の基本方策

森林の有する機能	森林施業の基本方策
水源涵養機能^{かん}	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

1 のほか八溝多賀地域森林計画に定める「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」等を踏まえ、森林経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大、作業路網の整備等林業関係者等が一体となって重点的に取り組む森林施業の合理化を図る。

また、林業経営体及び森林所有者の合意形成、連帯を図りながら、森林施業の推進、林業担い手の育成、林業機械化の促進等、木材の生産・流通における効率化を計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の時期として森林施業の指標、制限林の伐採規則等に用いられるものであり、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐期齢及び森林の構成を勘案し、八溝多賀地域森林計画に定める指針に基づき以下のように定める。

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 広葉樹
本市全域	40	45	35	15	20

注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保存帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

また、森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからオまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林対象樹種

八溝多賀地域森林計画の「人工造林の対象樹種に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

区 分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、 ケヤキ、ナラ、カエデ、ヤマザクラ、 コウヨウゼン、クリ、クルミ、ウルシ	

(注1) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は市農政課に相談の上、適切な樹種を選択する。

(注2) 花粉発生源対策のため、花粉の少ない苗木による造林を推進すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「人工造林の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のア、イの事項を定める。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとする。

樹 種	仕 立 方 法	植栽本数 (本/ha)	備考
ス ギ	中 仕 立	3, 0 0 0 ～ 3, 5 0 0	
	疎 仕 立	1, 5 0 0 ～ 3, 0 0 0	
ヒ ノ キ	密 仕 立	3, 5 0 0 ～ 4, 0 0 0	
	中 仕 立	3, 0 0 0 ～ 3, 5 0 0	
	疎 仕 立	1, 5 0 0 ～ 3, 0 0 0	
マ ツ	密 仕 立	5, 0 0 0 ～ 6, 0 0 0	

(注1) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農政課に相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

(注2) 花粉症対策のため、花粉の少ない苗木による造林を推進すること。

イ その他人工造林の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	地拵えは「全刈り地拵え」、または「筋刈り地拵え」とする。 「全刈り地拵え」の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に蓄積するか、谷側に巻き落とすことにより、植え付けの際の障害物を全面的に取り除くものとする。ただし、谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。 「筋刈り地拵え」は、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流失防止を図り、平坦地または傾斜地での作業の効率化を図るため、等高線上の横筋に配列し、急傾斜地では枝状の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。
植え付けの方法	苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）及び苗木の特性に適した樹種又は品種を選定し、植え付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植え付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意するものとする。 植え付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いたときは降雨を待って植え付け、また、植え付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにするものとする。
植栽の時期	植栽時期は、苗木の成長開始直前の４月上旬から４月下旬の春植えによるものとする。 しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植え付け労務の不足などのやむを得ない場合は、秋植えとする。ただし、秋植えは地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている９月下旬から１０月上旬に行うものとする。
低コストな造林方法	伐採後速やかに造林を行う一貫作業やコンテナ苗の活用及び低密度植栽等による再造林を推進するものとする。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において、人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に更新する。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スダジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ 等

(2) 天然更新の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「天然更新の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のア、イ、ウの事項を定める。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものが、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
全樹種	1 ha当たり10,000本以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他の天然更新補助作業として必要な事項等について次のとおり定める。

ぼう芽発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行うものとする。

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。
芽かき	ぼう芽更新による場合、自然条件、前生樹種、発生状況等を考慮して行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新とした場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、早期に更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業又は植栽の実施を検討するものとする。天然更新が困難な森林については、早急な更新を図るために、植栽によるものとする。

なお、天然更新完了の確認を行うに当たっては、茨城県天然更新完了基準を準用するものとする。

天然更新完了基準

- ・伐採跡地の天然更新の完了は、次の項目をすべて満たした場合とする。

項 目		天然更新完了基準
後継樹の状況	後継樹の樹高	1 m以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	1 ha当たり 3, 0 0 0 本以上
	その他	ササ類や草本類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

※この表は、茨城県天然更新完了基準の一部である。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

八溝多賀地域森林計画の「伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

- ・ 森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から換算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

八溝多賀地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

八溝多賀地域森林計画の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保するため、次のとおり定める。

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度が3,000本/ha以上となるよう更新する。

5 その他必要な事項

各種補助事業等を活用した造林の実施と併せ、花粉の少ないスギ・ヒノキの植栽を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、八溝多賀地域森林計画の「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」に基づき、下表のとおり、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始期間、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	一般中径材生産	15～25	20～35	25～40	—	平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、本数間伐率約20～25%程度で3回実施する。主伐時本数は約1,200～1,500本程度となる。中庸の密度管理を行う。	標準伐期齢を超える森林は15年に1回、標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。
	一般大径材生産	15～25	20～30	30～40	40～55	平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、成長初期は肥大成長を抑えるよう弱度の間伐(本数間伐率20～25%)で密度を保ち、2回目以降やや強い間伐(30～35%)で林木を疎立させる。主伐時本数は約600～700本程度となる。	
	良質材生産	15～30	20～35	—	—	10.5cm角以上で長さ3m以上の無節心持柱材を生産目標とし、樹幹が通直完満で断面が正円に近い木を対象とし、平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、中庸より高い密度(本数間伐率25～30%)を保つよう間伐を実施する。主伐時本数は約2,000本程度となる。	
ヒノキ	一般材生産	20～30	25～40	35～50	—	平均樹高約11m、平均胸高直径約15cmで初回間伐を実施し、やや高い密度(本数間伐率30～35%)を保てるように3回間伐を実施する。主伐時本数は約700～800本程度となる。	標準伐期齢を超える森林は15年に1回、標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、八溝多賀地域森林計画の「保育の標準的な方法に関する指針」に基づき、下表に示す内容を基準とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法等その他必要な事項を定めるものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1	1															
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1															
つる切り	スギ							1				1											
	ヒノキ							1				1											
除伐	スギ								1			1											
	ヒノキ								1			1											
枝打ち	スギ					1			1			1			1			1					
	ヒノキ						1			1		1			1		1			1			1

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	雑草木類の繁茂状況に応じて適期に造林後、毎年1回以上行うものとする。下刈りの終期は、おおむね7年生とし、林木の生育状況・雑草木類の繁茂状況に応じて適期に行うものとする。 状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとする。	
つる切り	つる類の繁茂状況に応じて行うものとする。	
除伐	除伐の対象木は、材木の生育に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。	
枝打ち	経営の目的・樹種の特長・地位及び地利等を考慮するものとする。	

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域を表－1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を表－2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全域	50年	55年	45年	25年	30年

(2) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次に掲げる森林の区域を、表－1により定めるものとする。

① 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、次のことを推進する。

② アの①に掲げる森林

住民に憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業や美的景観維持・形成に配慮した施業

また、アの①に掲げる森林については、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

森林の区域については表－2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全域	80年	90年	70年	30年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表－1により定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、人工林が過半を占める林班又は経営を行う一体的なまとまりがある森林等を特に効率的な施業が可能な森林として表－1により定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効

率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

表－１

区 分		森林の区域（林班番号）	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		20、22～28、32～46、48～51、58、59、64、76～86、91、112、114～122、129、131～179、181～183、186、199～206、208～211、224～226、232～357	1 1, 9 4 5
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		20、35、36、133、137、138、142、143	4 6 7
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1～19、27～33、39～41、43～56、61、69、71、75～98、107、108、130～210、217～230、232～357	1 4, 2 4 0
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	1、4、15、18、33、39～41、43、47、54、69、77、136、139、141、143～146、148～157、159～162、164～166、168、170～172、174、175、180～182、186～196、198、200、209、210、226、227、229、230、232～357	9, 5 9 4

表－２

施業の方法	森林の区域（林班番号）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林	22～28、32～34、37～46、48～51、58、59、64、76～86、91、112、114～122、129、131、132、134～136、139～141、144～179、181～183、186、199～206、208～211、224～226、232～357	1 1, 4 7 8

長伐期施業を推進すべき森林		20、35、36、133、137、138、 142、143	4 6 7
複層林施業を 推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進 すべき森林	該当なし	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき 森林		該当なし	—

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業経営体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。特に、不在村森林所有者には、意向調査説明会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

森林所有者(不在村を含む)等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業経営体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行できない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から市が経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、林業経営者に再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林整備を推進するため、施業実施協定の参加を働き掛けるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めるものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など効果の見込まれる施業について重点的に共同化を図ることとし、共同化の推進にあたっては林業経営体と連携することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、共同して森林施業を実施しようとする者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするよう留意すること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系	3 5 以上	7 5 以上	1 1 0 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系	2 5 以上	6 0 以上	8 5 以上
	架線系		—	2 5 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系	1 5 以上	4 5 〈3 5〉 以上	6 0 〈5 0〉 以上
	架線系		5 〈—〉 以上	2 0 〈1 5〉 以上
急峻地 (35° ～)	架線系	5 以上	—	5 以上

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。
- 4 現地の地形や森林の状況により対応する。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設路線	開設延長 (m)	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整第 602 号林野庁長官通知）を基本として都道府県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

路網の整備に当たっては、施業対象地を有機的に連結する林道・林業専用道、森林作業道の整備を促進することとし、主伐・再造林、間伐のほか、多様な森林への誘導等に必要森林施業をより効率的に実施するための路網に重点化して整備する。また、幅員が狭い既設路網について、高性能林業機械の導入等による森林施業の低コスト化を推進するため、路網の拡幅などの機能強化を図る。

このほか、森林所有者が共同利用できる作業拠点施設、災害防止施設、その他森林整備に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化、生産コストの低減に

努める。

イ 基幹路網の整備計画

単位(括弧内は全体計画延長)km

開設 /拡張	種類	区分	位置 (林班)	路線名	延長又は 箇所数	(利用区 域面積)	うち前半 5年分	対図番号
開設 (前期)	自動車道		153林班 等	武生	(10.5) 1.3	457ha	○	①
開設 (前期)	自動車道		168林班 等	平諸沢入	(2.0) 2.0	97ha	○	⑤
開設 (後期)	自動車道		143林班 等	持方上山	(3.9) 1.2	447ha		②
開設合計				3路線	(16.4) 4.5	1001ha		
拡張 (前期)	自動車道 (舗装)		153林班 等	武生	(10.5) 1.3	457ha	○	①
拡張 (前期)	自動車道 (舗装)		284林班 等	生田入	(1.2) 1.2	53ha	○	③
拡張 (後期)	自動車道 (舗装)		143林班 等	持方上山	(3.9) 1.2	447ha		②
舗装合計				3路線	(15.6) 3.7	957ha		
拡張 (前期)	自動車道 (改良)	林業 専用道	50林班 等	茅根線	1	62ha	○	④
改良合計				1路線	1	62ha		

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設にあたっては、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から県が定める森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁)に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正

に管理する。

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林資源の成熟に伴い、主伐・再造林や間伐などの森林整備、森林作業道の開設を効率的に行える人材を育成し、段階的かつ体系的研修により林業就業者のキャリア形成を支援する。また、林業に従事する者の養成及び確保を図るため、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就労条件の改善、安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保、経営体の経営基盤の安定化等に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、労働災害の減少等に資する高性能林業機械等の開発・改良及びその導入・稼働率の向上を図るものとする。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するものとするほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

低コストで効率的な作業システムに対応するため、林業機械の導入を促進する。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	八溝多賀流域 （緩傾斜）	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ、グラップル	ハーベスタ、プロセッサ、グラップル
	八溝多賀流域 （急傾斜）	チェーンソー	チェーンソー、スイングヤーダ、プロセッサ
造林	地拵、下刈	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機

なお、地形や作業の条件から高性能林業機械の適用が困難な作業地の伐出作業については、在来機械や自走式搬機等を利用した作業システムとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

八溝多賀地域森林計画の「森林病虫害の駆除及び予防その他の森林保護に関する事項」及び関係する行政政策を踏まえ、次の1～5の事項について定める。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見、未然防止及び早期駆除等に努める。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、被害木の適切な措置を指導し、森林での被害拡大防止に努めるものとする。

気象災害について、凍害等の発生を回避するための指導に努めるものとする。

これらから森林を守るため、県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながらその防除に努めることとする。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県及び県試験研究機関、林業経営体、森林所有者等との連携を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区内で森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報収集等に努める。

県内において、近年、ニホンジカを目撃例が増加していることから、関係機関からの

情報収集及び共有化に努め、必要な措置を講じることとする。

ノウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、早期発見及び早期防除に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事等による森林被害を防止するため、林内歩道の整備を図りつつ、山火事警防等を適時適切に実施する。また、地域への入込み者に対して森林保護の啓発に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合は、市長あてに申請し、許可が必要となる。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし

(2) その他
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

八溝多賀地域森林計画の「保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

造林、保育、伐採その他び施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐 採 造 林	択伐を原則とする。 伐採後は速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽 保 育	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。 雑草木類の繁茂状況に応じ毎年1回以上行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

ア IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽」

イ IIの第4の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

ウ IIの第5の3の「森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

エ IIIの「森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項」

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班番号	区域面積 (ha)	対図番号
太田北部1	1～19、24～33	1, 285	①
太田北部2	20～23、34～56	960	②
太田南部	57～72	751	③
金砂郷北部	73～98、105～108、111、130	1, 728	④
金砂郷南部	99～104、109～110、112～129	782	⑤
水府北部	131～157	1, 730	⑥
水府中部	158～174、181～206	1, 750	⑦
水府南部	175～180、207～231	1, 111	⑧
里美里川	254～265	922	⑨

里美北部	238～253、266～282	1, 547	⑩
里美中部	232～237、283～292、307～329	1, 930	⑪
里美東部	293～296、347～357	762	⑫
里美西部	297～306、330～346	1, 101	⑬

※上記の森林の区域を、付属資料の区域図に図示する。

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

山村景観の保全及び身近な森林レクリエーション利用の場として、森林整備を推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

里美地区において、里美牧場地域の一角を活用して、市民、企業及び行政の協働によりカエデの植樹活動を実施し、メープルリーフの森づくり活動を行っている。

小中学生を始めとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、緑を愛し、森林を守り育てる活動等を推進する。

併せて、森林ボランティア活動についての受け入れや、情報の提供等を通じて住民参加の森林作りを推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

- (4) その他
特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

令和元年度から17年をかけて計画的に取組を推進していく。

具体的には、森林所有者への意向調査の結果、市に森林所有者から委託の意向があった森林について、森林の現況調査を行ったうえで、集積を行い、森林整備を進めるものとする。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を行わなければならない。

参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢階層別人口動態

(令和4年度統計ひたちおおたより)

	年次	総数			0～14才			15～29才		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	56,250	27,292	28,958	6,301	3,193	3,108	7,415	3,714	3,701
	平成27年	52,294	25,382	26,912	4,975	2,593	2,382	6,353	3,163	3,190
	令和2年	48,602	23,705	24,897	4,303	2,222	2,081	4,931	2,486	2,445
構成比 (%)	平成22年	100.0	48.5	51.5	11.2	5.7	5.5	13.2	6.6	6.6
	平成27年	100.0	48.5	51.5	9.5	5.0	4.5	12.1	6.0	6.1
	令和2年	100.0	48.8	51.2	8.9	4.6	4.3	10.1	5.1	5.0

	年次	30～44才			45～64才			65才以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	8,279	4,118	4,161	17,535	8,956	8,579	16,684	7,291	9,393
	平成27年	7,295	3,741	3,554	15,885	7,933	7,952	17,745	7,930	9,815
	令和2年	6,551	3,418	3,133	13,937	6,874	7,063	18,808	8,662	10,146
構成比 (%)	平成22年	14.7	7.3	7.4	31.2	15.9	15.3	29.7	13.0	16.7
	平成27年	13.9	7.1	6.8	30.4	15.2	15.2	33.9	15.1	18.8
	令和2年	13.5	7.0	6.4	28.7	14.1	14.5	38.7	17.8	20.9

② 産業別就業者数

(八溝多賀地域森林整備計画書より)

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	平成22年	26,790	2,461	64	3	2,528	7,268	16,994
	平成27年	24,914	2,021	58	4	2,083	6,838	15,993
	令和2年	23,495	1,745	57	4	1,806	6,215	15,474
構成比 (%)	平成22年	100.0	9.1	0.2	0.0	9.4	27.1	63.4
	平成27年	100.0	8.1	0.2	0.0	8.4	27.4	64.2
	令和2年	100.0	7.4	0.2	0.0	7.7	26.5	65.9

(2) 土地利用

(農林業センサスより)

	年 次	総土地 面 積	経営耕地面積							草 地 面 積	林野面積			その他 面 積
			計	田	畑	小 計	果 樹 園	茶 園	桑 園		計	現況 森林 面積	森林 以外 の草 生地	
実数 (ha)	平成22年	37, 201	2, 732	2, 237	495	—	—	—	—	—	24, 842	24, 596	246	—
	平成27年	37, 199	2, 739	2, 082	426	—	—	—	—	—	24, 759	24, 517	242	—
	令和2年	37, 199	2, 398	2, 010	328	60	—	—	—	—	28, 322	28, 080	242	
構成比(%)		100. 0	6. 4	5. 4	0. 9	0. 2	—	—	—	—	76. 1	75. 5	0. 7	—

(3) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

(茨城県林政課より)

保有面積		総面積		立木地			人工林率
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	(B/A) %
総 数		24,897.08	100				
国有林		8,536.86	34.29	8,054.58	6,937.54	1,117.04	81.27
公有林	計	904.99	3.63	895.30	605.74	289.56	66.93
	県有林	310.38	1.25	310.05	184.97	125.08	59.59
	市有林	585.29	2.35	575.93	420.77	155.16	71.89
	財産区有	9.32	0.03	9.32	—	9.32	—
私有林		15,451.33	62.06	15,217.61	8,641.58	6,576.03	55.93

② 民有林（立木地）の齡級別面積

(茨城県林政課より)

区分 \ 齢級別	総数齢級	1, 2 齢級	3, 4 齢級	5, 6 齢級	7, 8 齢級	9, 10 齢級	11 齢級 以上
民有林 計(ha)	16, 112. 91	148. 75	219. 96	226. 84	1, 064. 62	1, 867. 68	12, 585. 06
人工林 計(ha)	9, 247. 32	147. 24	92. 45	99. 85	498. 08	1, 090. 31	7, 319. 39
天然林 計(ha)	6, 865. 59	1. 51	127. 51	126. 99	566. 54	777. 37	5, 265. 67
(備考) スギ 39. 59% ヒノキ 13. 64% マツ 5. 68% クヌギ 1. 59%							
雑木 39. 45% ※竹林などは除く							

③ 作業路網の現況

(ア) 基幹路網の現況

区分		路線数	延長 (k m)	備考
基幹路網		46	65.6	
	うち林業 専用道	1	1.8	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (k m)	備考
森林作業道	-	-	

(4) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
-	-	-

(5) 市町村における林業の位置付け

① 産業別生産額

(八溝多賀地域森林整備計画書より 単位 金額：百万円)

純 生 産 (A)			121, 293
内 訳	第 1 次 産 業		3, 179
		う ち 林 業 (B)	555
	第 2 次 産 業		26, 001
		うち木材、木製品製造業 (C)	-
	第 3 次 産 業		92, 114
B + C / A			-

② 製造業の事業者数、従業員数、現金給与総額

(令和3年経済センサスより)

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
製造業 (A)	89	2,069	685,365
うち木材、木製品製造業 (B)	12	213	68,037
B / A	0.13	0.10	0.10

(注) 従業者4人以上の事業所

(6) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	33	22	(名称：常陸太田市森林組合)
生産森林組合	-		-	
素材生産業	-		-	
製材業	-		-	
森林管理署	-		-	

(7) 林業機械等設置状況

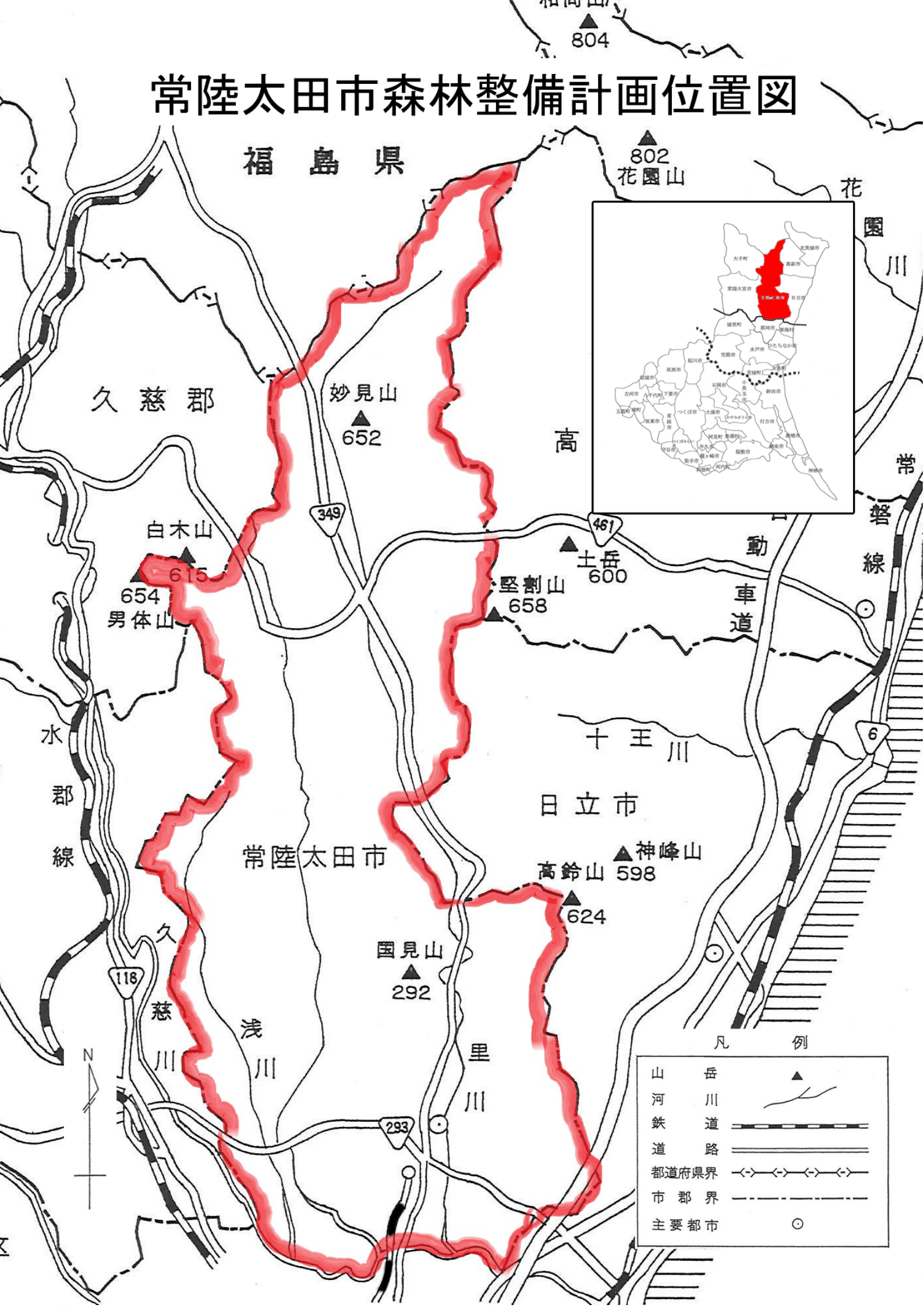
(茨城県林業労働力確保支援センターより)

区分	総 数	公 有 林	森 林 組 合	会 社	個 人	そ の 他	備考
集材機	-	-	-	1	-	-	
トラック	-	-	2	8	-	-	主として運材用のトラック
バックホウ	1	17		-	-	-	
フォークリフト	-	-	1	1	-	-	
(高性能機械)	-	-	-	-	-	-	
フォワーダ	-	-	3	6	-	-	集材
グラップル	-	-	3	11	-	-	荷役
プロセッサ	-	-	2	-	-	-	枝払、玉切
ハーベスタ	-	-	-	4	-	-	伐倒、枝払、玉切、集積
スイングヤーダ	-	-	-	1	-	-	集材
フェラーバンチャ	-	-	1	-	-	-	伐倒、集積
ザウルスロボ	-	-	1	3	-	-	伐倒

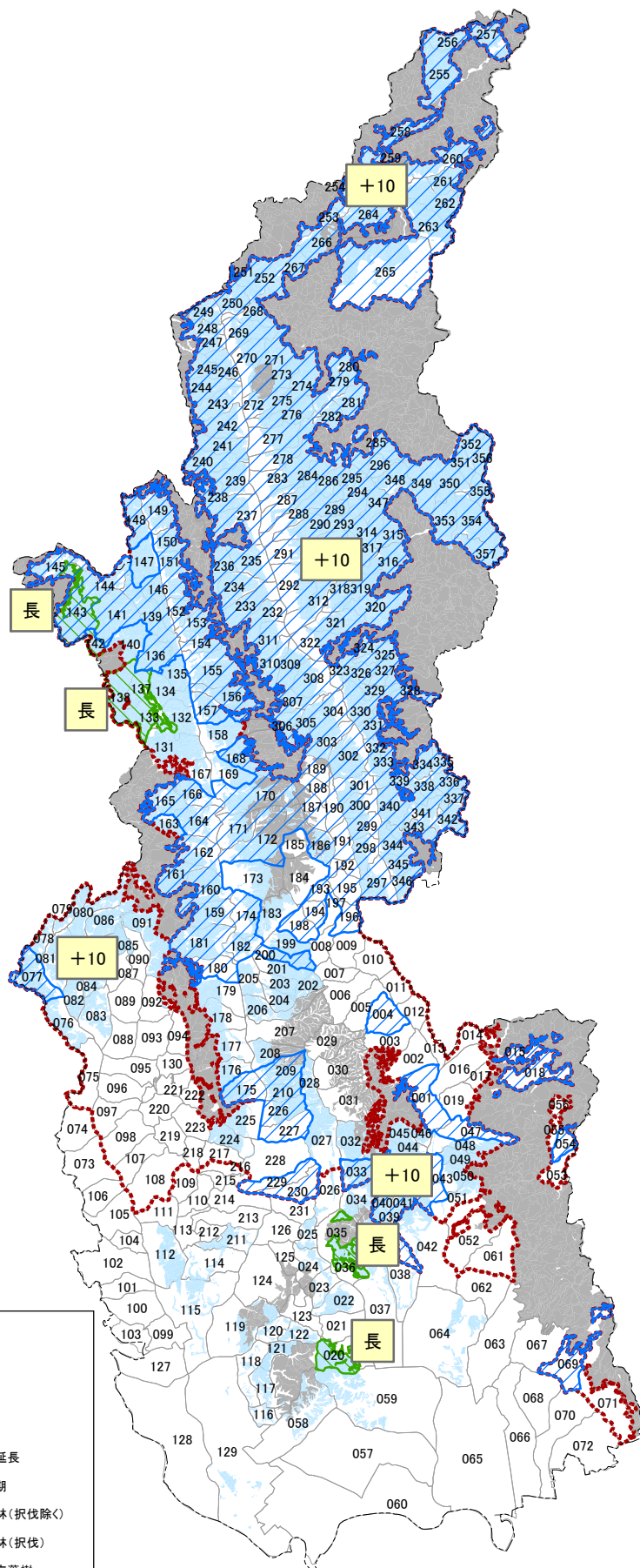
(8) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	ナメコ
生産量	-kg	-m ³	-千本	-kg
生産額(百万円)				

常陸太田市森林整備計画位置図



常陸太田市森林整備計画概要図【公益の機能別施業森林等】



凡例

市町村界

林班

国有林

公益の機能別施業森林等

水源涵養

土地災害

快適環境

保健文化

木材生産

特に効率的な施業が可能な森林

施業方法

通常 通常

+10 伐期延長

長 長伐期

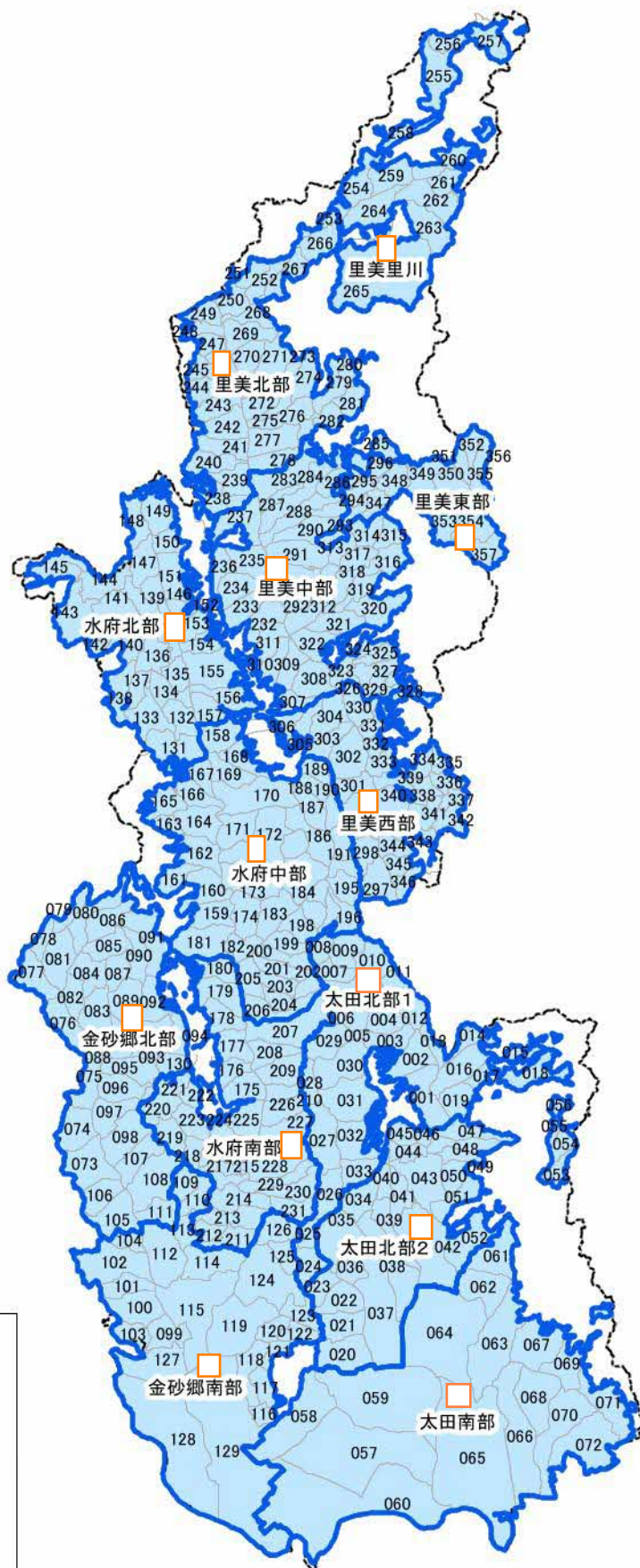
複 複層林(択伐除く)

複択 複層林(択伐)

特広 特定広葉樹

常陸太田市森林整備計画概要図

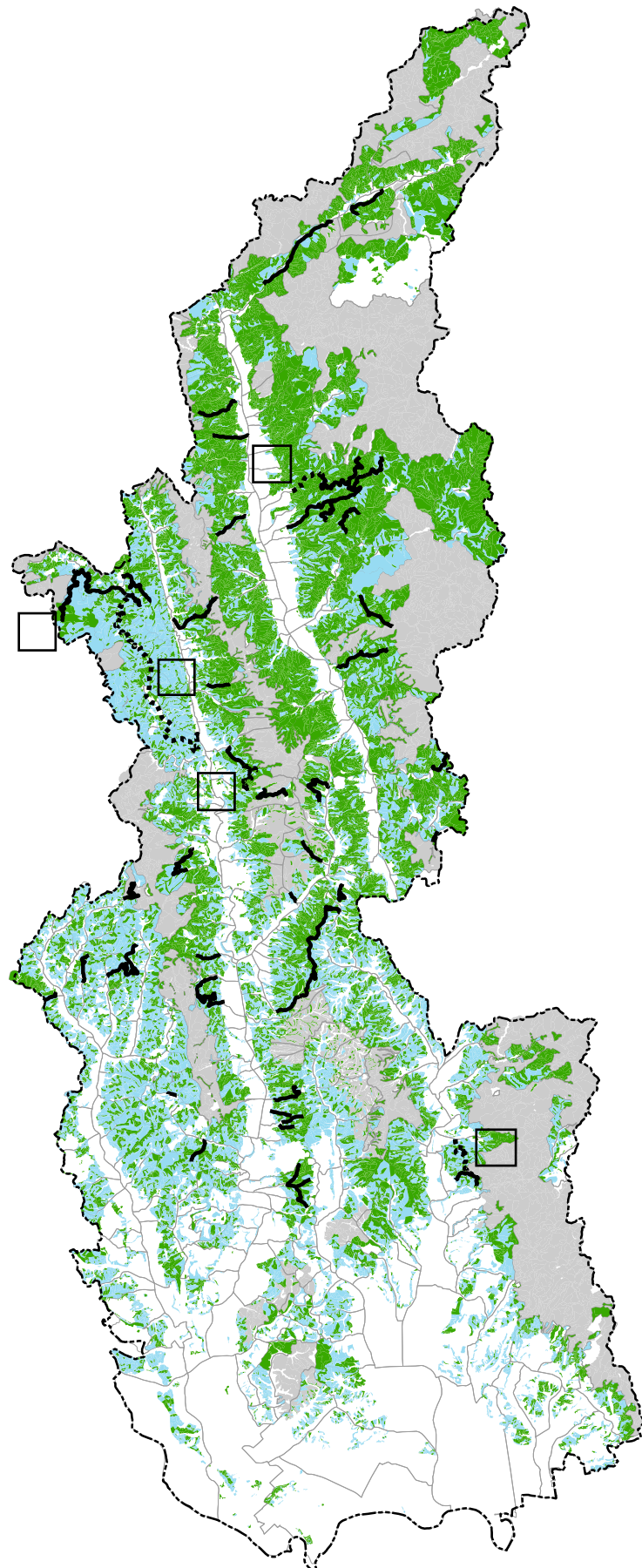
【森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域】



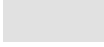
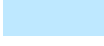
凡例

- 市町村界
- 林班
- 区域名
- 区域

常陸太田市森林整備計画概要図【森林資源状況】



凡例

-  市町村界
-  林班
-  国有林
-  小班(人工林)
-  小班(その他)
-  林道(既設)
-  林道(計画)

○常陸太田市森林整備計画変更計画書 主要な変更箇所について

整理番号	箇所（項目）	変更内容		備考
1	第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法 (1) 区域の設定	変更前	林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表－1により定めるものとする。 <u>このうち、林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を特に効率的な施業が可能な森林区域として、必要に応じて定める。</u>	特に効率的な施業が可能な森林に関する記載内容の修正
		変更後	林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表－1により定めるものとする。 <u>また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、人工林が過半を占める林班又は経営を行う一体的なまとまりがある森林等を特に効率的な施業が可能な森林として表－1により定めるものとする。</u>	

整理 番号	箇所（項目）	変更内容				備考
2	第4 公益的 機能別施業森 林等の整備に 関する事項 2 木材の生 産機能の維持 増進を図るた めの森林施業 を推進すべき 森林の区域及 び当該区域に おける施業の 方法 表－1	変更前	木材等生産機能の維持増進を図る森林		1～19, 27～33, 39～41, 43～56 61, 69, 71, 75～98, 107, 108 130～210, 217～230, 232～357	1 4, 2 4 0
				木材の生産機能の維持増進を 図るための森林施業を推進す べき森林のうち、特に効率的な 施業が可能な森林	該当なし	二
		変更後	木材等生産機能の維持増進を図る森林		1～19, 27～33, 39～41, 43～56、 61, 69, 71, 75～98, 107, 108、 130～210, 217～230, 232～357	1 4, 2 4 0
				木材の生産機能の維持増進を 図るための森林施業を推進す べき森林のうち、特に効率的な 施業が可能な森林	1, 4, 15, 18, 33, 39～41, 43、 47, 54, 69, 77, 136, 139, 141、 143～146, 148～157, 159～162、 164～166, 168, 170～172, 174、 175, 180～182, 186～196, 198、 200, 209, 210, 226, 227, 229、 230, 232～357	9, 5 9 4

木材の生産機能
の維持増進を図
るための森林施
業を推進すべき
森林のうち、特
に効率的な施業
が可能な森林に
関する記載内容
の修正

整理 番号	箇所（項目）	変更内容										備考
3	第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	変更前	開設 / 拡張	種類	区分	位置 (林班)	路線名	延長又は箇所数	(利用区域面積)	うち前半5年分	対図番号	基幹路網の整備計画に関する記載内容の修正
			開設 (前期)	自動車道		153林班等	武生	(10.5) 1.3	457ha	○	①	
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			開設 (前期)	自動車道		143林班等	持方上山	(3.9) 1.2	447ha		②	
	3 作業路網の整備に関する事項 (1) 基幹路網に関する事項 イ 基幹路網の整備計画	変更後	開設 / 拡張	種類	区分	位置 (林班)	路線名	延長又は箇所数	(利用区域面積)	うち前半5年分	対図番号	
			開設 (前期)	自動車道		153林班等	武生	(10.5) 1.3	457ha	○	①	
			<u>開設 (前期)</u>	<u>自動車道</u>		<u>168林班等</u>	<u>平諸沢入</u>	<u>(2.0) 2.0</u>	<u>97ha</u>	<u>○</u>	<u>⑤</u>	
			開設 (前期)	自動車道		143林班等	持方上山	(3.9) 1.2	447ha		②	